

環 政 第 196 号
令和 8 年 2 月 16 日

第一種フロン類充填回収業者各位

くらし・環境部環境局環境政策課長

第一種フロン類充填回収業者登録等申請手数料の改正について（通知）

日頃、本県の地球温暖化対策の推進につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では受益者負担の適正化を図るため、手数料徴収事務及び手数料の額について、所要の改正を行いました。

つきましては、令和 8 年 4 月 1 日（水）より、第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料及び第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料を、下記のとおり改正しますので、御確認くださいますようお願い申し上げます。

記

施行期日：令和 8 年 4 月 1 日（水）

手 数 料 名	改正前	改正後
第一種フロン類充填回収業者 登録 申請手数料	5,000 円	5,100 円
第一種フロン類充填回収業者 登録更新 申請手数料	4,000 円	4,100 円

※令和 8 年 3 月 31 日までに県が書類を受け付けた場合は、手数料の額は改正前のものとなり、令和 8 年 4 月 1 日以降に受け付けた場合は、改正後のものとなります。

担 当：地球環境班
T E L：054-221-3781